

石川県警察捜査指揮規程（概要）

〔 平成16年 7 月29日  
石川県警察本部訓令第14号 〕

最終改正 平成30年 5 月28日

石川県警察本部訓令第11号

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に基づき、犯罪捜査に関し、警察本部長及び警察署長の指揮する事件、指揮事項等について定めたものである。